

改定案

【大牟田市岩本南地区地区計画】

計画地が都市計画法上の市街化調整区域に位置付けられていることより、建物については、岩本南地区地区計画により制限等を設けています。

名 称	岩本南地区地区計画		
位 置	大牟田市大字岩本及び大字白銀の一部		
面 積	約 8.4ha		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	地区計画の目標		本地区は、九州新幹線新大牟田駅に隣接した地区であり、主要地方道南関大牟田北線の沿線であることから、九州自動車道や有明海沿岸道路へのアクセス性に優れた交通利便性が高い地区である。 そこで、本市の第 6 次総合計画では、本地区において産業団地整備に向けた取組を進めることとしており、産業用地に加え、商業・サービス機能の充実を掲げている。 また、産業団地の整備にあたっては農村地域への産業の導入の促進等に関する法律により、農業と産業との均衡ある発展を図るとともに、農業従事者就業の促進、安定した就業機会の確保を図ることとしている。 このため、本地区計画を策定し建築物等の規制誘導を行うことにより、周辺地域と調和した産業団地の形成を図ることを目標とする。
	土地利用の方針		駅利用者、道路利用者、地域住民等の利便に供する土地利用と、周辺の生活環境や自然環境に配慮した産業団地の形成を図るとともに、周辺の集落の活力・維持に寄与する土地利用を行う。
	地区施設の整備の方針		安全かつ機能的な事業所環境を創出するため、道路を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針		地区計画の目標、土地利用方針に基づき、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度の制限を行い、周辺環境に配慮した建築物が建築されるよう誘導する。
地区整備計画	及び規模	地区施設の配置	道路 区画街路 1 （幅員 9m、延長 約 500m） 区画街路 2 （幅員 9m、延長 約 200m）

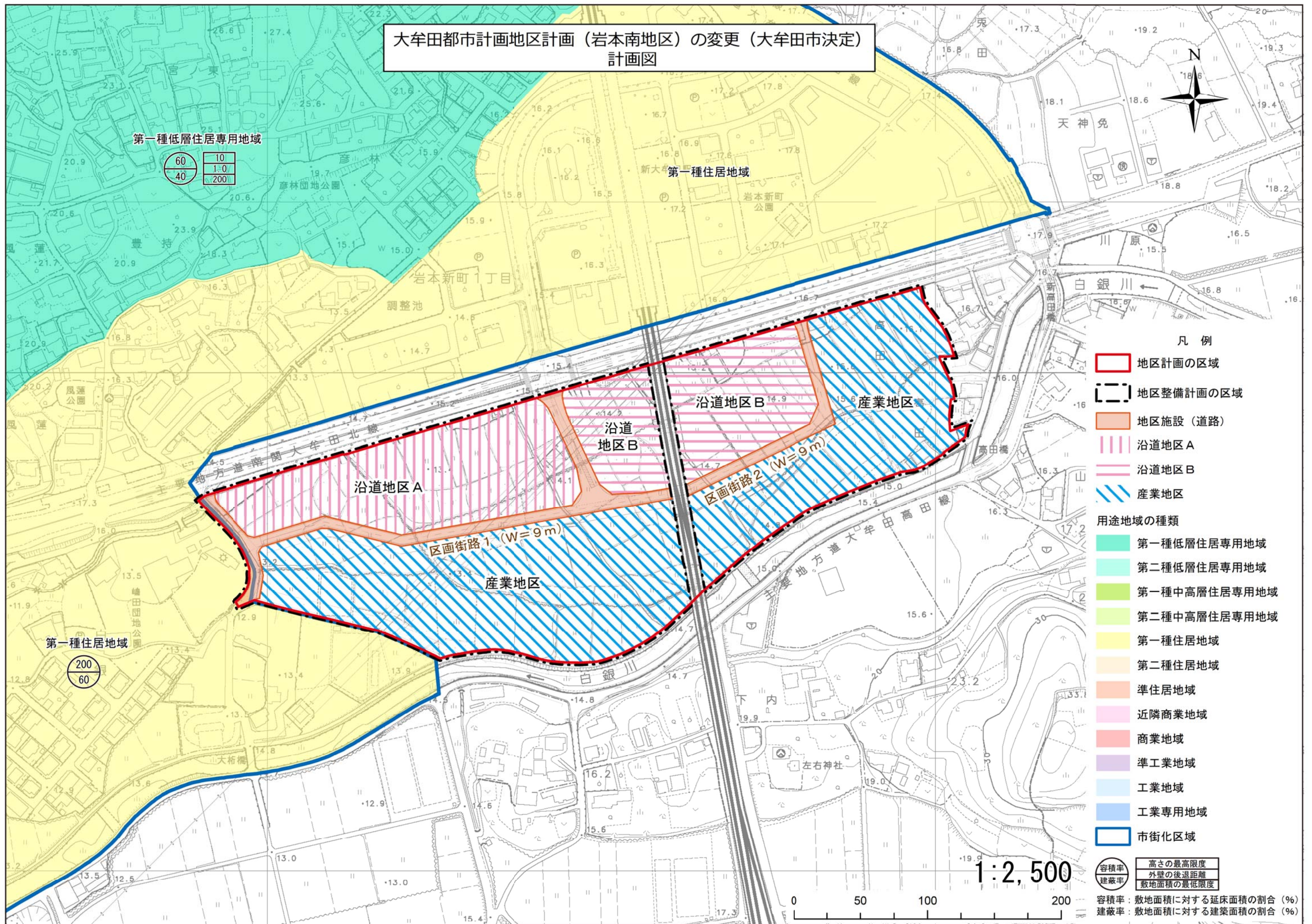
	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	沿道地区 A	沿道地区 B	産業地区
			地区の面積	約 1.5ha	約 1.4ha	約 4.5ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあたっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超えるものは建築してはならない。	次の各号に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場の用途に供する部分にあたっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超えるものは建築してはならない。	次の各号に掲げる用途に供する建築物は建築してはならない。
				1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、カラオケボックス、遊技場	1 店舗、飲食店、事務所その他これらに類するもの 2 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの 3 劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ、カラオケボックス、遊技場	1 住宅、共同住宅、寄宿舎（当該地区に立地する工場等の従事者のためのものを除く）、下宿 2 店舗、飲食店（ただし、工場・倉庫に併設される物品販売業を営む店舗、飲食店その他これらに類するもので、その部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超えないものを除く） 3 ホテル又は旅館 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他こ

		1 住宅（併用住宅を除く）、共同住宅、 寄宿舍、下宿 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝 馬投票券販売所、場外車券売所その 他これらに類するもの 3 展示場 4 キャバレー、料理店その他これらに類す るもの 5 大学及び高等専門学校で、その部分の 床面積の合計が 10,000 平方メートル を超えるもの 6 神社、寺院、教会その他これらに類する もの 7 病院で、その部分の床面積の合計が 15,000 平方メートルを超えるもの 8 保育所で、その部分の床面積の合計が 2,000 平方メートルを超えるもの 9 老人ホーム、福祉ホームその他これらに 類するもの 10 老人福祉センター、児童厚生施設その 他これらに類するもの	れらに類するも の 5 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射 的場、勝馬投 票券販売所、 場外車券売所 その他これらに 類するもの 6 カラオケボックス その他これらに 類するもの 7 展示場、遊技 場 8 劇場、映画 館、演芸場、 観覧場、ナイト クラブ 9 キャバレー、料 理店その他こ れらに類するも の 10 学校（幼保連 携型認定こど も園を除く）、 図書館、博物 館 11 巡査派出所、 公衆電話所そ の他これらに類 するもの 12 神社、寺院、 教会その他こ れらに類するも の 13 病院
		11 自動車教習所 12 自動車車庫（建築基準法施行令第 130 条の 8 に定める建築物に附属す る自動車車庫を除く） 13 倉庫業を営む倉庫 14 畜舎 15 建築基準法別表第二（と）第三号及 び（ぬ）第三号に定める工場 16 建築基準法別表第二（と）第四号及 び（ぬ）第四号に定める危険物の貯 蔵又は処理に供する施設 17 葬儀場 18 資材置場、バスターミナル、港湾施設、 荷とき場、宅配便の配送場、空港の倉	

			庫 19 農林漁業施設（住宅に付随する農業用納屋を除く） 20 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所 21 建築基準法別表第二（る）項に掲げる建築物	14 公衆浴場 15 診療所 16 保育所で、その部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 17 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 18 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 19 自動車教習所 20 畜舎 21 葬儀場 22 資材置場、バスターミナル、港湾施設、荷とき場、宅配便の配送場、空港の倉庫 23 処理場、浄水場、火葬場、発電所、変電所 24 建築基準法別表第二（る）項に掲げる建築物
--	--	--	---	---

		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	40 / 10	20 / 10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	7 / 10	6 / 10

大牟田都市計画地区計画（岩本南地区）の変更（大牟田市決定）
計画図



大牟田都市計画総括図二ノ二

縮尺 壹万五千分之壹
(大牟田市)



二、竹 类
三、藤 类
四、草 类 (特 别)
五、藻 类
六、菌 类
七、地 衣
八、苔 类
九、蕨 类
十、裸 子 植物
十一、被子植物
十二、无 花 被 植物
十三、花 被 植物
十四、木 本 植物
十五、草 本 植物
十六、藤 本 植物
十七、木 本 植物
十八、草 本 植物
十九、木 本 植物
二十、草 本 植物
二十一、木 本 植物
二十二、草 本 植物
二十三、木 本 植物
二十四、草 本 植物
二十五、木 本 植物
二十六、草 本 植物
二十七、木 本 植物
二十八、草 本 植物
二十九、木 本 植物
三十、草 本 植物
三十一、木 本 植物
三十二、草 本 植物
三十三、木 本 植物
三十四、草 本 植物
三十五、木 本 植物
三十六、草 本 植物
三十七、木 本 植物
三十八、草 本 植物
三十九、木 本 植物
四十、草 本 植物
四十一、木 本 植物
四十二、草 本 植物
四十三、木 本 植物
四十四、草 本 植物
四十五、木 本 植物
四十六、草 本 植物
四十七、木 本 植物
四十八、草 本 植物
四十九、木 本 植物
五十、草 本 植物
五十一、木 本 植物
五十二、草 本 植物
五十三、木 本 植物
五十四、草 本 植物
五十五、木 本 植物
五十六、草 本 植物
五十七、木 本 植物
五十八、草 本 植物
五十九、木 本 植物
六十、草 本 植物
六十一、木 本 植物
六十二、草 本 植物
六十三、木 本 植物
六十四、草 本 植物
六十五、木 本 植物
六十六、草 本 植物
六十七、木 本 植物
六十八、草 本 植物
六十九、木 本 植物
七十、草 本 植物
七十一、木 本 植物
七十二、草 本 植物
七十三、木 本 植物
七十四、草 本 植物
七十五、木 本 植物
七十六、草 本 植物
七十七、木 本 植物
七十八、草 本 植物
七十九、木 本 植物
八十、草 本 植物
八十一、木 本 植物
八十二、草 本 植物
八十三、木 本 植物
八十四、草 本 植物
八十五、木 本 植物
八十六、草 本 植物
八十七、木 本 植物
八十八、草 本 植物
八十九、木 本 植物
九十、草 本 植物
九十一、木 本 植物
九十二、草 本 植物
九十三、木 本 植物
九十四、草 本 植物
九十五、木 本 植物
九十六、草 本 植物
九十七、木 本 植物
九十八、草 本 植物
九十九、木 本 植物
一百、草 本 植物

[illegible]

水 火 鑽
 木 鑽
 泥 鑽
 不遇過水則・大 }
 不遇過水則・小 }
 遇過水則
 土 鑽
 水 門
 數石 糾成
 次・小 } 被覆
 泥・地
 水(油)管

凡 例

地区計画区域

凡		例	
彩色	種別	（目標率） （建設比率）	
	都市計画區域		
	市街化区域		
	R 2 D 1・I・D 区域		
	A 45 D 1・I・D 区域		
	第一種低層住居専用地域	(第1種)	建設率目標率50%以下 市街化区域率1.0% 都市計画区域率200%以下
	第二種低層住居専用地域	(第2種)	建設率目標率50%以下 市街化区域率1.0% 都市計画区域率200%以下
	第一種中高層住居専用地域	(第1種)	
	第二種中高層住居専用地域	(第2種)	
	第一種住居地域	(第1種)	
	第二種住居地域	(第2種)	
	近郊商業地域	(第1種)	
	商業地域	(第2種)(第3種)	
	準工業地域 特別準工業・大規模商業施設利用地区	(第1種)	
	工業地域	(第2種)	
	工業専用地域	(第3種)	
	準防火地域		
	臨海地域		
	風害地域		
	都市計画道路		
	駅前広場		
	都市計画公園		
	都市計画緑地		
	都市計画墓地		
	都市計画公園		
	都市計画公園下水道施設 地区計画区域（整備計画区域）		
	高度利用地区		

本総括図は、令和7年3月現在の都市計画の概略を示したものです。
用途地域等都市計画制限については、大牟田市都市整備部都市計画・
公園課で閲覧している詳細な計画図により必ず確認して下さい。